政令第三百三号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。

関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二三年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二三年四月一日から平成二四年三月三一日まで」に、「五〇、〇〇〇トン」を「七〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二三年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二三年一〇月一日から平成二四年三月三一日まで」に、「二、一〇〇、〇〇〇トン」を「二、〇九六、一〇〇トン」に、「五一、〇〇〇トン」を「五四、九〇〇トン」に、「六五、九〇〇トン」を「六一、八〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二三年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二三年一〇月一日から平成二四年三月三一日まで」に、「二八四、一〇〇トン」を「二三八、九〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二三年四月一日から同年九月三〇日まで」を「平成二三年一〇月一日から平成二四年三月三一日まで」に改める。

附　則

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

財務大臣　安住　淳
内閣総理大臣　野田　佳彦

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百四号

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十三年十月一日とする。

総務大臣　川端　達夫
厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

予防接種法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年九月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第三百五号

予防接種法施行令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項、第六条第三項、第十二条第一項第四号、第十三条第一項及び第二十二条第二項並びに新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第四条第四号及び第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（予防接種法施行令の一部改正）

第一条　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「附則第三条第一項」の下に「（予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）附則第三条の規定により読み替えられる場合を含む。）」を加える。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（厚生労働大臣が予防接種を行うよう指示することができる場合）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第三条の二　厚生労働大臣が法第六条第三項の規定により都道府県知事を通じて市町村長に予防接種を行うよう指示することができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第六条第三項に規定する疾病（以下この条において「疾病」という。）が発生し、若しくは流行し、又はそのおそれがあるとき。

二　日本との交通が密接である地域で疾病が流行している場合において、その病毒が日本に侵入するおそれがあるとき。

三　災害その他により疾病が流行するおそれが著しいとき。

第四条第一項及び第五条中「第二項」を「第三項」に改める。

第十条第一項ただし書中「若しくは介護保険法（平成九年法律第百二十三号）」を「、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第百号）、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）若しくは公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）」に改める。

第十二条第二項を次のように改める。

2　法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一　法第七条の二第一項に規定する臨時の予防接種（法第六条第三項に係るものに限る。以下「第三項臨時予防接種」という。）を受けたことにより障害の状態にある者を養育する者に支給する場合　次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ　別表第一に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「一級障害児」という。）を養育する者に支給する場合　百十八万五千六百円

ロ　別表第一に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「二級障害児」という。）を養育する者に支給する場合　九十四万九千二百円